

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」に対する意見）

義務教育課

1 概 要

令和8年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年2月2日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」案の概要

- (1) 地域限定保育士に係る根拠法令が児童福祉法に位置づけられたことに伴い、従前の国家戦略特別区域法に位置づけられた保育士についても引き続き保育士登録や関係施設での配置が可能となるよう条例の規定を整理する。
- (2) 虐待等の禁止を規定する条項において、虐待行為の定義として引用する法律や条項の整理を行う。

3 臨時代理した意見の内容

議案「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、児童福祉法の一部改正に伴い、従前の地域限定保育士制度が、全国的な制度として児童福祉法に位置づけられたこと、条例で規定していた認定こども園での虐待の禁止行為を定義するにあたり用いられていた法令が、児童福祉法から認定こども園関係法に変更されたことにより改めるものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【こども未来部】

【議案名】

乙第7号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士等に係る関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 地域限定保育士に係る根拠法令が児童福祉法に位置づけられたことに伴い、従前の国家戦略特別区域法に位置づけられた保育士についても引き続き保育士登録や関係施設での配置が可能となるよう条例の規定を整理する。
- 2 虐待等の禁止を規定する条項において、虐待行為の定義として引用する法律や条項の整理を行う。

【説明】

1 地域限定保育士について

地域限定保育士とは

- ◆ 地域における保育人材確保のため創設され、児童福祉法の特例として国家戦略特別区域法に基づき運用されていた。
- ◆ 本制度により地域限定保育士となった者は、当該地域限定で保育士と同様に業務を行うことができる。

児童福祉法の改正について

- ◆ 令和7年10月に改正法が施行された。
- ◆ 国家戦略特別区域法に基づく「地域限定保育士制度」の一般制度化に伴い、児童福祉法に位置付けられることになった。
- ◆ 改正後は、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等においてのみ制度が活用可能。

法改正に伴う県条例の改正について

- ◆ 法改正後の地域限定保育士制度について、沖縄県は5月初旬に内閣総理大臣の認定を受ける予定。
- ◆ したがって、県条例については以下のとおり改正する。
2月改正：国家戦略特別区域法に基づき資格を取得した者について、法改正後の経過措置を踏まえ、従前通りの取扱いとするための改正
6月改正：児童福祉法に基づく地域限定保育士制度を運用開始するための改正

2 虐待等の禁止を規定する条項の整理について

虐待等の定義については、ほぼ従前と同義であるが、法における位置づけや条項の整理に伴い、本県の関係する条例においても同様の整理を行うもの。

新旧対照表（第2条関係）一部抜粋

沖縄県幼保連携型認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）新旧対照表	
	現 行
（趣旨） 第1条 （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件に関する必要な事項を定めるものとする。
	（法第3条第1項の条例で定める要件）
（法第4条第3条第1項の条例で定める要件）	第4条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもたち保育を必要とする子どもにも該当する教育を行うこと。 (2) 施設が保育所等の場合にあっては、保育を必要とする子どもにもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子どもも以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 (3) 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 (4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。
	（法第5条第3項の条例で定める要件）
	第5条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
- ア 連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- イ 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 子育て支援事業のうち、連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

別表（第4条、第5条関係）
施設の設備及び運営に関する基準第1 職員配置
(略)別表（第4条、第5条関係）
施設の設備及び運営に関する基準第1 職員配置
(略)

- 1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。
- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子ども数は、35人以下を原則とすること。

第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法

第2 職員資格
1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（

律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。

2～5 (略)

- 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させることで運営を行う能力を有しなければならないこと。

第3 施設設備

- 1 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこと。
- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあって

新旧対照表（第6条関係）

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第19号）新旧対照表		現	行
（趣旨） 第1条 （略）	改 正 案		
		（趣旨） 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。	
（虐待等の禁止） 第12条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2 第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		（虐待等の禁止） 第12条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	